

源泉徴収納期特例 に関する

事務手続き相談

所得税の源泉徴収納期特例の手続きをしている事業所は、毎年7月と1月の2回に分けて納入することになっています。

については、下記により令和6年1月～令和6年6月分の源泉所得税納期特例の事務手続き相談を行いますので、関係書類をご持参の上ご来所下さい。

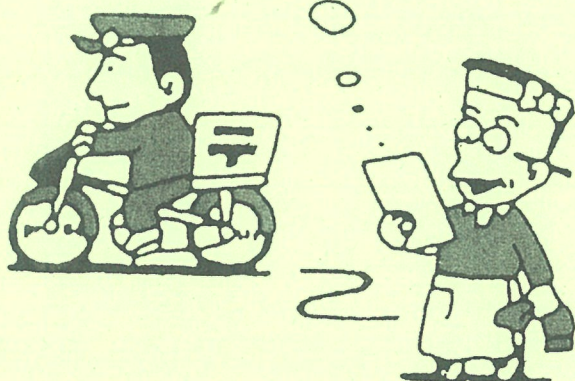
◎ 日 時 令和6年7月8日～9日

◎ 場 所 上砂川商工会議所相談室

源泉所得の納期は
7月10日(水)までです
お忘れなく!

当日ご持参頂くもの

令和6年1月～令和6年6月までの源泉徴収簿、貸金台帳または現金出納張などで支払賃金額のわかるもの並びに納付書。



主 催 上砂川商工会議所
中小企業相談所
後 援 滝川税務署